

船舶インシデント調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年2月11日 04時00分ごろ
発生場所	千葉県館山市洲崎南西方沖 洲崎灯台から真方位234° 3.7海里付近 (概位 北緯34° 56.3′ 東経139° 41.8′)
インシデントの概要	漁船103寅丸は、操業中、船尾から落水したロープがプロペラ等に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年4月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 103寅丸、3.8トン
船舶番号、船舶所有者等	CB3-89655（漁船登録番号）、有限会社寅丸
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 6、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の末期 館山市には、令和3年2月10日10時16分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、まき網漁の船団の探索船として操業中、投網後の網船の裏こぎ^{*1}を行う目的で、船首を北方に向けた網船の左舷船首尾にY字形の裏こぎロープを渡して船尾から約200m伸ばし、西進していた。</p> <p>船長は、まき網船の船長から左転して引くように指示を受けたので、南西進しようと主機を機関回転数毎分約1,000から約1,200に増速して、左舵約20°を取った。</p> <p>本船は、裏こぎロープが緊張して左舷に傾いた状態で左転中、左舷船首に波高約2mの波を受け、海水が打ち込んで甲板上に滞留し、左舷に大傾斜し、船尾にあった他のロープが落水してプロペラに絡み、主機が過負荷状態となり停止した。</p> <p>本船は、裏こぎロープが緩んで傾斜が回復した後、船長が僚船船長に連絡し、僚船により館山市船形漁港にえい航された。</p>
分析	本船は、強風注意報及び波浪注意報が発表された状況下、裏こぎを行う目的で、裏こぎロープを船尾から伸ばして西進し、船長が南西進しようと増速して左舵を取り、裏こぎロープが緊張して左舷に傾いた

^{*1} 「裏こぎ」とは、漁網及び船舶の位置の調整等のために漁網がある側とは反対側の方向に船舶をロープで引く操作をいう。

	<p>状態で左転中、左舷船首から打ち込んだ海水が甲板上に滞留し、左舷に大傾斜して船尾にあった他のロープが落水したことから、他のロープがプロペラに絡まり、主機が過負荷状態となって運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、強風注意報及び波浪注意報が発表された状況下、本船が、裏こぎを行う目的で、裏こぎロープを船尾から伸ばして西進し、船長が南西進しようとして増速して左舵を取り、裏こぎロープが緊張して左舷に傾いた状態で左転中、左舷船首から打ち込んだ海水が甲板上に滞留し、左舷に大傾斜して船尾にあった他のロープが落水したため、他のロープがプロペラに絡まり、主機が過負荷状態となって運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、操業中、ロープ類が落水しないように固縛すること。 ・ 船長は、波高及び波向を確認しながら操業を行うこと。